平成２２年（フ）第６０４号
盛岡市西見前18地割125番地15
債務者　工藤　貞夫
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６０８号
岩手県上閉伊郡大槌町安渡１丁目７番４号
債務者　藤原　基治
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６０９号
盛岡市境田町４番86―203号
債務者　関口　信子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６５４号
神奈川県平塚市中里37番22―105号　ノーリーズン湘南
債務者　和田　光雄
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６５５号
神奈川県平塚市中里37番22―105号　ノーリーズン湘南
債務者　渡部恵理子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６７４号
神奈川県秦野市西田原1233番地　メゾンクレール102号
債務者　杉山　栄一
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６７５号
神奈川県秦野市西田原1233番地　メゾンクレール102号
債務者　杉山　恭子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６７６号
神奈川県秦野市西田原1233番地　メゾンクレール102号
債務者　杉山　和男
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７１９号
神奈川県秦野市名古木121―７、住民票上の住所神奈川県秦野市西田原205番地の８
債務者　三木　裕之
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７２４号
神奈川県伊勢原市板戸536番地の27
債務者　阿野　陽香（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７３０号
神奈川県厚木市長谷1284番地１サニーハイツＨＡＳＥ105
債務者　安達　　清
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７３４号
神奈川県伊勢原市東大竹737番地の３　コーポグリーンヒルＢ202号
債務者　益子留実子（旧姓神野）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５４号
新潟県胎内市新栄町６番10号
債務者　北村　範子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１５７号
新潟県村上市塩谷1325番地３
債務者　瀬賀　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１５９号
新潟県胎内市弥彦岡４番地
債務者　伊藤　ケイ
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２８号
新潟県上越市大字木島633番地
債務者　笹川　光二
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第２９号
新潟県上越市大字木島633番地
債務者　笹川紀美子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部